

令和6年第1回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 月 3 0 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 1 号～議案第 2 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年1月30日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕

会議に先立ちまして、このたび1月1日に発生しました能登半島地震で多くの貴い命が失われました。犠牲になられた方々へ御冥福を心よりお祈り申し上げるため、黙禱をささげたいと思います。お願いいたします。

黙禱。〔一同黙禱〕

これで黙禱を終わります。御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） 御苦労さまです。

今年に入り、正月早々能登半島において最大震度7の大きな地震が発生し、甚大な被害が発生しました。また、多くの住民の皆様がお亡くなりになりました。被害に遭った方々にお見舞い申し上げるとともに、お悔やみ申し上げます。一刻も早い復旧・復興を願っています。災害はいつ発生するか分かりません。常に備えは万全にしておきたいものです。

ただいまから、令和6年第1回南箕輪村議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、三澤澄子議員、5番、加藤泰久議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

先ほど議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和6年第1回南箕輪村議会臨時会の会期日程等について、先ほど議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告します。

本臨時会に付議された事件は、議案2件です。会期は本日1月30日限りといたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1月30日限りに決定しました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。本日、令和6年第1回議会臨時会の招集を申しあげましたところ、何かとお忙しい中、全議員の出席を賜り開催をできますことにまず

御礼を申し上げます。

元旦に起きました能登半島地震であります、道路や上下水道などインフラに甚大な被害をもたらしております。村では給水車、また職員を派遣したほか、今後より多くの職員を派遣する計画で現在動いておるところであります。

本日提案いたします補正予算でも支援のための金額を計上しておりますので、御審議をお願いいたします。

年末に発表されました将来人口推計では、南箕輪村は2035年まで少なくとも人口が増加するとされ、人口のピークも1万6,500人弱と、5年前と比較して約500人ほどの増加となりました。また、2020年と2050年を比較して人口が増加する全国の77市区町村の一つに、長野県で唯一選ばれております。上伊那全体に目を向けてみましても、2045年の数字を見ますと5年前発表された数値より約9%改善しており、その要因が若い人の増加というところでありまして、これまで行ってきた様々な施策の効果が出ていると感じております。こういった分析も今後進めていかななくてはならないと思います。

さて、本日の臨時会では、国が行います物価高騰対応重点支援給付金やふるさと納税の増加等を計上いたしました補正予算、及び民事調停に対する御審議をお願いいたします。

原案どおりお認めいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年12月分の例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実施に伴うもの、ふるさと納税の寄附額が年末に想定以上の実績で推移していることによる寄附金及び業務委託料の増額、また、去る1月1日に発生いたしました能登半島地震の被害に対し、支援の一環といたしまして長野県町村会を通じ石川県町村会へ送る公費義援金等が主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億643万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億8,428万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第 1 号の細部説明を申し上げます。

議案書 8 ページをお開きください。

初めに、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出から御説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項 1 目 0201 一般管理事務、10 節需用費の消耗品費です。1 月 1 日の能登半島地震による被災地支援に職員を派遣する際に必要となる物品を購入するため、増額をお願いするものです。3 目 0229 ふるさと納税事業、12 節委託料です。ふるさと納税業務委託料ですが、年末の駆け込みによる寄附額が想定以上に増えたことに伴い、業務委託料の増額をお願いするものです。

おめくりいただき、9 ページをお願いします。

3 款民生費、1 項 1 目 0361 臨時福祉給付金事業ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金定額減税一体支援枠分で、住民税均等割のみ課税世帯への給付に係る事業費です。令和 5 年度住民税所得割が課せられていない方のみで構成される世帯で、均等割非課税世帯を除く世帯が対象となり、1 世帯当たり 10 万円を給付するといった内容で、283 世帯を見込んでおります。10 節需用費は、消耗品や封筒印刷などの経費です。11 節役務費の通信運搬費は、通知等の郵送料です。18 節負担金、補助及び交付金は、情報センターのシステム改修に係る経費です。追加給付分は、前回補正第 6 号で計上しました住民税非課税世帯へ 7 万円を給付する事業のシステム改修費の確定による増額分です。生活支援給付金分につきましては、今回の事業に係るシステム改修の概算分となります。19 節扶助費は生活支援給付金、1 世帯 10 万円で 283 世帯分を計上しております。

次に、2 項 1 目 0334 特別給付金事業です。こちらも 0361 事業と同じ国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、低所得者の子育て世帯への子ども加算分になります。交付対象者は令和 5 年度の住民税の均等割非課税者のみの世帯と、住民税所得割が課せられていない方のみで構成されている世帯の 18 歳以下の児童がいる世帯に児童一人当たり 5 万円が子ども加算として給付されます。対象児童を 190 人見込んでおります。18 節負担金、補助及び交付金は、情報センターのシステム改修に係る負担金です。19 節扶助費は子ども加算給付金で、対象児童一人 5 万円で 190 人分を計上しております。

次に、4 項 1 目 0350 災害救助事務の 25 節寄附金です。令和 6 年能登半島地震災害義援金ですが、この地震により被災をされました石川県内の町村を支援するための公費義援金を計上させていただくものでございます。長野県町村会が県内の各町村からの義援金を取りまとめまして、石川県町村会を通じ被災をされた町村へお送りをし、被災者支援並びに復旧・復興に役立てていただくものでございます。金額につきましては、長野県町村会が町村の人口規模に応じまして目安とした額でございます。

おめくりいただき、11 ページをお願いします。

10 款教育費、2 項 3 目 1019 南部小学校給食事業の 10 節需用費の修繕費です。給食室のトイレの故障により修繕が急遽必要になり、補正をお願いするものです。

12 ページをお願いします。

14 款予備費、1 項 1 目 1400 予備費でございます。30 節予備費、歳入歳出予算の調整をさせていただくため、増額補正をするものでございます。

ページお戻りいただき、6 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。16 款国庫支出金、2 項 2 目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付

金です。歳出で御説明申し上げました事業を実施するための交付金です。令和5年度補正予算（第2号）により実施しました低所得世帯支援枠で3万円を給付した事業と、補正予算（第6号）で現在実施中の非課税世帯へ7万円を給付する事業の経費の追加交付分、合計で2,315万8,000円が含まれております。

おめくりいただき、7ページをお願いします。

19款寄附金、1項1目一般寄附金です。ふるさと納税寄附金ですが、ふるさと納税の制度改正が昨年10月に行われたことにより、制度改正前の駆け込みがあった影響で寄附金額が予算を大分上回り、11月に補正をさせていただきました。そのため、年末の寄附はあまり伸びないことを見込んでおりましたが、例年以上の寄附がありましたので、増額補正をお願いするものです。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第2号「民事調停の申立てについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「民事調停の申立てについて」、提案理由を申し上げます。

本案は、伊那簡易裁判所に民事調停を申し立てるため、提案するものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第2号の細部説明を申し上げます。議案書により説明をいたしますので、議案書2枚目を御覧ください。

民事調停の申立てについて説明をいたします。

1、調停の相手方、南箕輪村村内住民。

2、申立ての趣旨、相手方に対し、村の債務不存在の確認を求める。

3、申立ての理由、住宅の改築に伴う村からの誤った指示による水道メーターの移設につきまして、村は相手方に対し謝罪し、移設費用を支払い法的債務がないにもかかわらず、相手方から異議苦情の申立てが頻繁に行われたうえ、大量の書面の送付や職員等の自宅を訪れ、申立てや抗議をやめようとしないうえ、話し合いによる解決は困難と判断し、裁判所の調停による解決を図るため。

4、申立て裁判所、伊那簡易裁判所。

5、申立てに係る村の代理人、長谷川洋二顧問弁護士。

6、申立て時期、南箕輪村議会議決後2週間以内。

以上、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

前回、全員協議会でも説明を受けましたが、ここに書いてある誤った指示による水道メーターの移設というふうに説明を今受けたわけなんです、長谷川弁護士等の説明を受けたときは私もちょっと調べたんですが、村では南箕輪村村営水道条例というのと南箕輪村村営水道条例施行規程というのと、あとは南箕輪村指定給水装置工事事業者規程というの、この3本で水道事業の関係を村では行っていると思います。

その中で、やはり条例は平成9年にできていまして、施行規程は平成30年、業者のほうの規程は平成10年ということで、村ではそれに基づいてやられていると思います。その中で、規程のほうの7条でその官民からおおむね1メートル以内の民地内とするという規定が書かれていて、それに基づいてそのときの業者への指示が行われたものだとは僕は説明の中では理解したんですが、その説明がここでは間違っていたというふうに書かれているんですが、そういう解釈で今回村では調停に臨むのかっていうのと、それともう一点。

この業者規程の中で、業者がやはり申請は使用者が、申請書もついてるんですが、マットがついているんですが、村へは申請を業者が代理人として出すんですが、その申請は使用者、使用人、このA氏っていうところになるんだと思いますが、その方が村へ申請書を出して、村はその審査をして許可を出して、施工後その検査が通って使用許可を出していくっていうふうな流れだと思うんですが、今回この方が過剰なほど村長に対しても課長に対しても担当職員に対してもやってきたということで、調停という手段を取らざるを得ないという、私はそういう判断はいいと思うんですけれども、そこら辺の過程が少し、初動の対応が少し違っていたところがあったのかなというふうに思って、ちょっとその点についてどういうお考えなのか伺いしたいと思いますけれども。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 7番、百瀬議員の御質問等々につきまして、回答させていただきます。

まず、規程のほうで定めました水道メーターの位置、官民界から1メートル以内にということにつきましては、もともと新築の建物を想定されたもので、村の管理上によることで定めたというものであります。メーターのところまでにつきましては村のほうで管理をするということになっておりまして、宅地内の奥までということになりますと、遠くなるので管理する範囲も広がりますし、負担も多くなるということもあったということで、こういった規定をつくったということでありまして。

また、検針員も宅地の中まで入って行って見るというよりも道路の近くで見たほうが検針しやすいという部分もあって、こういった規定を定めさせていただいたというものでありますけれども、この流れ的な部分につきましてですが、業者さんのほうからとやっぱり申請者のその意思疎通が取れていないといえますか、話し合いのほうがなされていなかった部分もあったりしたのかなというふうに私のほうでは思っているんですけれども、そういったこ

とによってちょっとこういった間違いが起こったような形になったのかなというふうに思っております。経過についてはそんな形になります。

以上です。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 百瀬議員から御質問をいただいた初動の対応というところでありますが、この事件が起きたのが私が村長になる前のときでありまして、詳細については分かりかねないところであります。当時の対応については当時の記録を見て調査はしているところではありますが、当時初動の対応に遅れがあったかどうかというところは私の中ではちょっと判断できないというところでもありますので、御理解いただければと思います。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに。

加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤です。

申立ての趣旨については債務不存在という確認ということで、先の全員協議会でも説明がありましたように移設費用等の弁済は済んでいるということで、村長との和解もなされたという話も聞いた中で、それから以後も異議や抗議の申立てが頻繁に行われるというようなことを考えた中で、やっぱしこれは職員の皆さんの時間的、心理的影響が大きい。そうした中で、これは一つの申立ての趣旨の中に業務を行う中の業務妨害に当たるとそんなふうに考えますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 現段階におきましては業務妨害、そういったところを視野には入れておりません。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 現在のところというか、この間全員協議会で説明をしていただいたり、まず村長宅へ伺うとかたくさん資料まで送ってきて、水道課をはじめ、ほかの関係の皆さんの業務に大きく影響を受けていると私は考えますけれども、そういう影響を受けていないという考えですか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 受けていないわけではありませんが、当事案を解決に導くに当たり相手方も村民でありますので、現状解決に導くに当たり、その道筋としてその中に業務妨害というところは視野には入れていないというところでもあります。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

5 番（加藤 泰久） はい、分かりました。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「民事調停の申立てについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

先ほど質問させていただきましたが、村でやはりこの申請を出させて、それを審査して許可を出していくっていう流れの中で、条例、規程、いろいろなルールに基づいてやられていると思います。そこで説明を受けた中では、課の中でこういう場合にこうしようっていうようなルールづくりもされていたみたいなんですけど、やはりそこは村民にも分かりやすかったり業者にも分かりやすい方法でこれから行っていかないと、今後こういうこともないわけではないと思いますので、しっかりとした条例や規程、規則等にのっとったそういう審査ができる体制づくりっていうのをやはりこれからも進めていかなければいけないし、村民にもそれを分かりやすいふうに、やはり担当課なり担当職員が説明できるような体制づくりをしていかなければ、やはりこういう事例っていうのは起こり得ることなんだなというふうに私は感じていますので、そこら辺の見直しを今後していただくっていうことを要望して討論したいと思います。

議長（原 源次） 賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 慎重な御審議にてお認めをいただきありがとうございました。

大芝高原のみんなの森でありますけど、現在、広域農道沿いにつきまして村道に枝が大きくのしかかっておりますので、安全管理と、また松枯れ対応のため伐採を進めております。また、本日夕方には大芝高原森林づくり協議会、こちらは誰もが傍聴できる形で開催しており

ます。お時間ありましたら、ぜひお越しいただければ幸いです。

慎重な御審議をいただきましたことに御礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 源次） これをもちまして、令和6年第1回南箕輪村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

閉会 午前9時32分